別表第二　女子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00011	41歳	0.00070	67歳	0.00501	93歳	0.13134		
16歳	0.00013	42歳	0.00076	68歳	0.00546	94歳	0.14796		
17歳	0.00015	43歳	0.00083	69歳	0.00595	95歳	0.16575		
18歳	0.00017	44歳	0.00091	70歳	0.00652	96歳	0.18418		
19歳	0.00020	45歳	0.00099	71歳	0.00723	97歳	0.20337		
20歳	0.00022	46歳	0.00106	72歳	0.00807	98歳	0.22356		
21歳	0.00024	47歳	0.00113	73歳	0.00907	99歳	0.24477		
22歳	0.00025	48歳	0.00124	74歳	0.01026	100歳	0.26699		
23歳	0.00026	49歳	0.00138	75歳	0.01162	101歳	0.29022		
24歳	0.00026	50歳	0.00151	76歳	0.01318	102歳	0.31442		
25歳	0.00026	51歳	0.00163	77歳	0.01497	103歳	0.33959		
26歳	0.00026	52歳	0.00174	78歳	0.01710	104歳	0.36566		
27歳	0.00027	53歳	0.00186	79歳	0.01960	105歳	0.39258		
28歳	0.00029	54歳	0.00198	80歳	0.02249	106歳	0.42029		
29歳	0.00032	55歳	0.00213	81歳	0.02578	107歳	0.44868		
30歳	0.00034	56歳	0.00229	82歳	0.02958	108歳	0.47766		
31歳	0.00036	57歳	0.00246	83歳	0.03406	109歳	0.50709		
32歳	0.00038	58歳	0.00263	84歳	0.03936	110歳	0.53684		
33歳	0.00040	59歳	0.00280	85歳	0.04557	111歳	0.56675		
34歳	0.00042	60歳	0.00298	86歳	0.05267	112歳	0.59665		
35歳	0.00045	61歳	0.00319	87歳	0.06070	113歳	0.62635		
36歳	0.00048	62歳	0.00340	88歳	0.06979	114歳	0.65565		
37歳	0.00052	63歳	0.00364	89歳	0.07985	115歳以上	1.00000		
38歳	0.00056	64歳	0.00391	90歳	0.09089				
39歳	0.00061	65歳	0.00422	91歳	0.10300				
40歳	0.00066	66歳	0.00458	92歳	0.11638				

○厚生労働省告示第百四十九号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「二・一三パーセント」を「二・〇〇パーセント」に改める。

第二号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「二・〇〇パーセント」を「一・九〇パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第百五十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則中「〇・九五」及び「〇・九二五」を「〇・八六」に改める。

第一号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「二・一三パーセント」を「二・〇〇パーセント」に改める。

第二号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「二・〇〇パーセント」を「一・九〇パーセント」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。